

平成22年6月3日

会 員 各 位

(社)山形県歯科技工士会  
会 長 阿部 和夫  
学術担当 櫻井 利浩

## 歯科技工士生涯研修会(基本研修課程)開催のご案内

拝啓 初夏の候、皆様方におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。本会の運営には、日頃格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このたび生涯研修(基本研修課程)を下記の通り開催することになりましたので、皆様ご参加くださいます様ご案内申し上げます。 敬具

※ 支部役員の方は是非ご出席くださるようお願い致します。 ※

### 記

日 時 平成22年7月4日(日) 午前10時～午後4時  
受付時間 午前9時30分～9時50分(時間厳守)  
会 場 山形県生涯学習センター 遊学館 第2研修室  
山形市緑町1-2-36 TEL023-625-6411

- 【開催コード】 85-10501  
【受講単位】 5単位  
【演題】 ①『公益法人改革に係る歯科技工組織の志向課題』  
②『歴史とデータを歯科技工ライフに生かそう～数量的理解のために～』  
③『平成22年4月の診療報酬改定と歯科技工に関する診療報酬の内容、しくみについて』【日技歯科技工所運営セミナー】  
④『良質な歯科補てつ物製作のために』  
【講師】 ①・② 下澤正樹 (日技認定講師・日技常務理事)  
③・④ 岩澤 毅 (歯科技工所運営対策部員)  
【定員】 50名  
【募集期間】 平成22年6月25日まで  
【参加費】 会員は1,000円 会員外は5,000円  
※ 7月1日以降キャンセルの方は後日会費を頂きます。  
【申込み方法】 同封のハガキにてFAXか郵送でお申し込みください。  
(社)山形県歯科技工士会 〒990-0831 山形市西田4-7-4  
TEL・FAX 023-644-432

【演題1】…教養課程

日技認定講師 下澤 正樹

『公益法人改革に係る歯科技工組織の志向課題』

結社とは、多数人が特定の共同目的のために継続的な団体を構成することをいう。このヒト集団のうち『公益法人』は百数十年間にわたり許可主義の下で成立してきた。この制度全体が大きく変容した。既存の法人は、平成20年12月から平成25年11月の間に何らかの対応を成すこととなる

今回の研修会では、歯科技工を専門とする者たちが職能団体として結社する意義を振り返りながら、社団法人日本歯科技工士会（日技）の役割と可能性を考察しつつ、都道府県に在る歯科技工士会（県技）の志向課題について考えたい。

【演題2】…教養課程

日技認定講師 下澤 正樹

『歴史とデータを歯科技工ライフに生かそう～数量的理解のために～』

気に入ることであれ気に入らないことであれ、事実は事実であり、否定できないことがある。「気に入らない」と、個人がこれにどんな感情を抱こうとも、そのことになんら変化がないことは多い。客観的事実が現にそこに在るからだ。

歯科技工と歯科技工士を考える場合には、「日常の様々な思考と作業」以外にも、歯科技工の相対的位置つまりは「社会と歯科技工」といったこともまた、十分に考察すべきである

国内法での資格法、広義の医師の裁量、そしてその行為によって現出した有体物の社会的位置を構成する種々要件などについて考えたい。

【演題3】…教養課程

日技認定講師 岩澤 毅

『平成22年4月の診療報酬改定と歯科技工に関する診療報酬の内容、  
しくみについて』【日技歯科技工所運営セミナー】

平成22年4月1日に診療報酬の改定が実施されました。

今回の改定では、歯科診療報酬本体は2.09%引き上げられ、歯科技工関連では、有床義歯とその関連装置の評価が見直されるとともに、患者の生活の質に配慮した歯科医療を充実する観点から、歯科医療機関内に歯科技工士を配置し、その技能を活用している歯科医療機関の取組を評価するため、有床義歯修理に係る新たな加算点数が設け

られました。

このことは、患者の視点に立った歯科医療を実現させる事を推進させるとともに、歯科医療保険制度内に歯科技工士の技能について言及し、診療報酬体系の中で評価するものとして大きな意味をなすものです。

健全な歯科技工所運営を行うことは、良質で安全な歯科医療を提供する上で不可欠であり、最も国民が求めることです。このセミナーでは、診療報酬改定内容及び歯科技工に関連する歯科診療報酬の内容、しくみ等を説明し、皆さんの歯科技工料金改訂等へ向けた一助としていただきたいと思います。

【演題 4】 ……専門課程

日技認定講師 岩澤 毅

### 『良質な歯科補てつ物製作のために』

多くの歯科技工士は技術の向上に努め、新技法の習得にも率先して取り組んでいます。しかしそれらは必ずしも個人・集団としての歯科技工士の社会的・経済的地位向上結びついていません。

何故ならば、残念ながら社会の仕組みが、歯科技工士の存在を十分に生かすものとはなっていないからです。そして、歯科技工士が、自身をとりまく法律・制度を誤解しています。

一人ひとりの歯科技工士が、生き生きとその役割を果たすためには、歯科技工士個人の努力のみでは解決しえない法律的・制度的な社会の仕組みに、歯科技工士の集団が「論」と「陣」をつくり向き合うことが必要です。

今回の講演では、有効な国外からの輸入入れ歯への対策ともなる「歯科技工の委託受託」に関する新たな法令による規制を中心に、医療の基本法である「医療法令」と「歯科技工士法令」を、皆さんと共に考えてみたいと思います。

特に未来志向の歯科技工士の仲間の参加を期待しています。